

2 生消取第 840 号

令和 3 年 2 月 19 日

各消費生活協同組合（連合会）

代表理事 殿

東京都生活文化局消費生活部長

（ 公 印 省 略 ）

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う消費生活協同組合生協法関連規定および社会福祉法関連規定の改正について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

送付資料

- 1 令和3年2月4日付社援発 0204 第1号（厚生労働省社会・援護局長通知）（写）
- 2 新旧対照表（写）
- 3 官報（写）

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

FAX：03（5388）1332

E-mail：S0000580(at)section.metro.tokyo.jp